

		直営	指定管理(指定管理料併用)	指定管理(完全利用料金制)	PFI(RO)	民間譲渡
概要		行政が、施設の改修を行い、自ら運営・維持管理を行う。運営や維持管理業務の一部(例:清掃等)を業務委託することは可能である。	行政が、施設の改修を行い、運営・維持管理は、市が公募した指定管理者が行う。施設の利用料金と市が支払う指定管理料により、施設の運営・維持管理費をまかなう。	行政が、施設の改修を行い、運営・維持管理は、市が公募した指定管理者が行う。施設の利用料金のみで、施設の運営・維持管理費をまかなう。	施設の所有権は行政が有したまま、民間事業者が自ら資金を調達し、施設の改修から運営・維持管理までを行う。	施設の所有権を民間事業者の有償若しくは無償で譲渡(貸与)し、民間事業者が自ら資金を調達し、施設の改修から運営・維持管理までを行う。
概念図	施設所有者	武蔵村山市	武蔵村山市	武蔵村山市	武蔵村山市	民間事業者
	改修事業主体	武蔵村山市	武蔵村山市	武蔵村山市	【事業契約】 民間事業者	民間事業者
	維持管理段階	<p>武蔵村山市 → 【業務委託】 → 民間事業者</p> <p>武蔵村山市 (bottom) → 利用料金 → 武蔵村山市 (left)</p>	<p>【指定管理】</p> <p>武蔵村山市 (bottom) → 利用料金 → 指定管理者</p> <p>武蔵村山市 (bottom) → 指定管理料 → 指定管理者</p>	<p>【指定管理】</p> <p>武蔵村山市 (bottom) → 利用料金 → 指定管理者</p>	<p>民間事業者</p> <p>利用料金 → 民間事業者</p>	<p>民間事業者</p> <p>利用料金 → 民間事業者</p>
主な市内の施設		・給食センター	・総合体育館及び体育施設 ・さくらホール(市民会館) ・のぞみ福祉園 他	・かたくりの湯 ・訪問看護ステーション ・高齢者在宅サービスセンター 他	実績なし	実績なし
公共関与の度合い	公共施設としての運営	公共施設としてのサービスを維持	公共施設としてのサービスを維持	公共施設としてのサービスを維持	公共施設としてのサービスを維持	公共施設としてのサービスを廃止 (民間がサービス提供を担うもしくはサービスを廃止)
	民間活力の活用	(低い)				(高い)

